

天童市スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成22年3月30日

告示第36号

改正 平成23年4月1日告示第65号

改正 平成31年3月29日告示第88号

改正 令和2年3月31日告示第58号

改正 令和3年3月31日告示第42号

改正 令和4年11月1日告示第166-3号

(趣旨)

第1条 市長は、本市におけるスポーツの振興及びスポーツ選手の競技力向上を図るため、東北大会規模以上のスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する選手及び団体に対し、予算の範囲内において、天童市スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 個人の場合にあっては、大会の個人種目に参加する選手として登録された者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に所在する学校に在籍するもの

ウ 本市に所在する企業等の一員として大会に出場するもの

(2) 団体の場合にあっては、大会の団体種目に参加する団体として登録されたものであって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 本市に住所を有する者のみで構成された団体

イ 本市に所在する学校、事業所等に所属する団体

ウ 本市に活動の本拠がある団体

(交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付の対象となる大会は、予選を経て代表として出場するもの又は推薦を受けて出場するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交歓、親善等を目的とした大会を除く。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体（以下「中央競技団体」という。）若しくは都道府県スポーツ（体育）協会（以下「都道府県スポーツ（体育）協会」という。）又は中央競技団体若しくは都道府県スポーツ（体育）協会に加盟する団体が主催し、又は共催する大会。ただし、武道、武術等の流派を限定した大会を除く。

(2) 全国高等学校体育大会、東北高等学校体育大会、全国高等学校定時制通信制

体育大会、東北高等学校定時制通信制体育大会その他全国又は東北規模の高校生を対象としたスポーツ大会として文部科学大臣が認めたもの

- (3) 全国中学校体育大会、東北中学校体育大会その他全国又は東北規模の中学生を対象としたスポーツ大会として文部科学大臣が認めたもの
- (4) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が激励金の交付の対象となる大会として認めるもの

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次表に掲げるとおりとする。ただし、大会規模が国際のうち、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会については、市長が別に定めるものとする。

大会の規模	個人種目	団体種目
国際	1人当たり3万円	1団体当たり15万円
全国	1人当たり1万円	1団体当たり5万円
東北	1人当たり5千円	1団体当たり3万円

- 2 一つの大会で交付する激励金の額は、個人又は団体が参加する種目の数にかかわらず、前項の基準の額とする。
- 3 一つの大会において個人が団体としても競技に参加する場合は、団体に対する激励金を交付し、個人としての激励金は交付しないものとする。
- 4 本市以外の学校等、事業所等に所属する団体として大会に参加する者については、個人とみなして激励金を交付する。

(交付の申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会開催日前日までに次に掲げる書類を調べて市長に申請しなければならない。

- (1) 天童市スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 大会への出場資格が確認できる書類（メンバー表等）
 - (3) 大会の内容が確認できる書類（大会の開催要綱等）
 - (4) 予選等の成績が確認できる書類又は推薦を受けたことが確認できる書類
 - (5) 本市に所在する企業等の一員として大会に出場することが確認できる書類（第2条第1号ウの場合に限る。）
 - (6) 本市を活動拠点とすることが確認できる書類（第2条第2号ウの場合に限る。）
- 2 激励金の交付の対象となる者が未成年者である場合は、親権者との連名又はその所属する学校等の長、監督等による代理申請により申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、これを審査のうえ、激励金の交付の可否を決定し、その結果を天童市スポーツ大会出場激励金交付決定（不承認）通知書（様式第2号）により前条の申請を行った者に通知するものとする。

（結果の報告）

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかにその結果を天童市スポーツ大会出場報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

（激励金の交付の取消し及び返還）

第8条 市長は、激励金の交付の決定又はその交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により激励金の交付の決定又はその交付を受けた場合
- (2) 大会が中止となった場合。ただし、大会の開催中又は大会が開催される直前に天災等の不可抗力により大会が中止となった場合はこの限りでない。
- (3) 激励金の交付の対象となる個人若しくは団体又はその所属する学校等、企業等の責めに帰すべき事由により大会への出場ができなくなった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が激励金の交付の決定を取り消し、又は交付を受けた激励金の全部若しくは一部を返還させることが適当と認める場合
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第65号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第88号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第58号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第42号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月1日告示第166-3号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

年 月 日

天童市長 様

申請者又は代理申請者

住所

学校等の名称（代理申請時のみ記載）

団体（部活等）の名称（団体のみ記載）

代表者又は個人の氏名

親権者（申請者が未成年者の場合に記載）

電話番号（ ） ー

天童市スポーツ大会出場激励金交付申請書

年度において、天童市スポーツ大会出場激励金の交付を受けたいので、天童市スポーツ大会出場激励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

- 1 激励金の申請額 円
- 2 大会の名称
- 3 大会の種別
- 4 大会の主催者
- 5 大会の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 大会の開催地及び会場

7 個人、団体の別（激励金の交付を受ける対象が個人の場合は個人を、団体の場合は団体を丸で囲んでください。）

個人 団体

8 出場種目等

(1) 個人

競技名	出場種目

(2) 団体（激励金の交付の対象者となる選手）

競技名

No.	氏名	住所	出場種目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

備考 学校等が複数の個人の選手に係る激励金の代理申請を行う場合は、選手ごとに申請書を作成してください。

9 添付資料

第 号
年 月 日

様

天童市長

天童市スポーツ大会出場激励金交付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請があった天童市スポーツ大会出場激励金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 激励金の支給額 円
- 2 激励金の交付対象者
- 3 大会の名称
- 4 大会の種別
- 5 不承認の理由（不承認の決定を行った場合のみ）
- 6 激励金の交付時期等
- 7 その他

大会終了後、すみやかに報告書の提出をお願いします。

担当

天童市市民部文化スポーツ課

担当者

電話

内線

様式第3号（第7条関係）

天童市長 様

申請者又は代理申請者

住所

学校等の名称（代理申請時のみ記載）

団体（部活等）の名称（団体のみ記載）

代表者又は個人の氏名

親権者（申請者が未成年者の場合に記載）

電話番号（ ） ー

天童市スポーツ大会出場報告書

年 月 日付け 号で激励金の交付を受けたスポーツ大会
の出場結果について、天童市スポーツ大会出場激励金交付要綱第7条の規定により
関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

- 1 大会の名称
- 2 大会の種別
- 3 大会の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 大会の開催地及び会場
- 5 競技結果、成績等
- 6 添付資料（競技結果、成績等が分かるもの）